

2023年11月27日

厚生労働大臣
武 見 敬三 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博



2024年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。
2024年度の予算編成および課題解決にむけて予算の策定がはかられますよう、以下の通り要請いたします。

【水道行政の移管】

1. 水道行政の移管について、国交省に大部分を移管し、水道整備・管理の全般は国交省が、うち水道水質基準の策定等は環境省が所管するとされていることから、移管後も引き続き、水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算確保及び事業者が運営を行うための組織体制の確立ができるよう移管先に引き継ぐこと。

【ウォーターPPP】

2. 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改訂版）」にてウォーターPPPが推進されたが、宮城型コンセッション導入後の検証を行い、導入にあたっては各自自治体の判断によるものとする。また、導入後の運用について、ガイドライン等を策定するとともに必要な人員配置を指導するとともに技術力を含めた人員の支援を行うこと。

3. 水道事業関連

(1) 重点的課題について

①水道事業の基盤強化について

公共の福祉に基づく安全で安定した水の供給を将来にわたり維持するため、水道法の改正を踏まえて策定された水道事業体の基盤強化基本方針に基づき自治体が具体的な施策を実現できるよう、必要な措置を講ずること。また、各事業体の主体性を確保した基盤強化となるよう、都道府県へ対策を講ずること。とくに財政基盤の脆弱な小規模事業体に対し、基盤強化に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

②水道施設の老朽化や耐震化対策、水管橋などの劣化調査等を推進するための国庫補助および交付金制度をより多くの事業者が利用できるよう採択基準の緩和など制度の拡充を行うこと。

③大地震や集中豪雨等の自然災害からの復旧、復興に必要な予算の確保と人的支援による被災地の支援を継続すること。また大規模地震や自然災害に対応するための応急給水資機材、災害復旧資材の拡充及び給水車の冬季時によるスタッドレスタイヤの使用など整備に対する費用や運転に必要な免許取得に要する費用について、補助対象とすること。あわせて、広域連携により共同で所有する給水車等に対しても補助対象とすること。

④水道施設災害復旧事業費等の「災害復旧」定義を、「原型復旧」に限定せず、早期復旧に必須の「仮復旧」や、必要不可欠な「将来の予防保全」など、弾力的な運用を図ること。

また、水道施設及び水道施設に行くために必要な各種道路が被災した場合、ライフラインの早期復旧を果たすため、各種道路の復旧が早期実施されるよう関係省庁に働きかけること。

⑤簡易水道の多くは一般会計からの繰り入れや国庫補助を活用し財源を確保して経営を行ってきたが、簡易水道を統合した水道事業者において、経営の悪化が懸念されることから、経営基盤の強化となるよう繰出基準の見直しや国庫補助・交付金事業の拡充など必要な財政支援を行うこと。

⑥電気計装設備、監視制御設備及び水質分析機器等の設備更新については、高額でありながらも耐用年数が短いことから、更新費用について補助対象とすること。

(2) 自然災害も含めた危機管理対策について

①各事業者が業務継続計画（BCP）の見直しや新たな計画の課題を共有化するため、関連する調査を実施し、結果について公表すること。また、BCPの策定ができていない事業者に対して、同規模の事業者の具体的な計画例を提供するなど、より具体的に組みやすいよう支援すること。

②過去の災害対応を教訓として、大規模災害を想定し、迅速でより実効性のある支援体制の再構築のため、「地震等緊急時対応の手引き」を活かした研修会や訓練を広域的に継続して実施し、相互応援の仕組みを充実させること。

併せて、災害時給水の復旧に欠かせない電気の供給についても、場所や時間に関わらず、迅速かつ優先的に復旧がなされるよう関係省庁に働きかけを行うこと。

(3) 水道事業政策について

①都道府県が関係市町村及び水道事業者と水道の広域連携等基盤強化を協議する際には、事業統合ありきで進めることのないよう助言すること。あわせて、都道府県が策定する「水道基盤強化計画」は、関係市町村及び水道事業の同意を得て策定するようあらためて助言すること。

②「水道の基盤を強化するための基本的な方針」に基づき、各事業体の水道事業における技術力の継承と大規模災害時に対する迅速で適正な復旧をはかるべく、人員の確保や育成ができるよう必要な措置を講ずること。また、具体的な計画を策定するよう各事業管理者に促すこと。特に現状において浄水場等を少人数の交代勤務体制で運営している事業体は、災害等への対応によって職員数が不足し供給に支障が発生するおそれがある。また、配水池等に設置の監視・制御のための設備が落雷などによる故障で迅速な対応に追われるケースも多いことから、事業管理者がその責任において人員体制を整えることができるようはたらきかけること。

③アセットマネジメントを見据えたシステム開発等に多大な費用が見込まれることから、十分な財政支援を確保すること。あわせて財政支援については広域化の検討の有無に関わらないものとする。

また、そのために必要な人的支援や技術的支援を行うこと。

④公共の福祉の観点から、水道施設運営権の設定は、慎重に検討するよう周知すること。また、導入は、長期にわたって住民の健康や生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、適正にモニタリング機能の運用がなされるよう、厚労省が発注事業体に対し、随時モニタリング機能をチェックすること。特に発注事業体の人材確保と技術力の継承には配慮すること。

⑤電磁式メーターを含む現在の水道メーターは精度、耐久性の向上が図られているため、事業費の削減の一環として、水道メーターの交換について、時間経過による誤差や耐久性の評価を行い、計量法に定める8年の検満期間の見直しを引き続き働きかけること。

⑥水道事業に携わるすべての労働者の安全衛生向上のため、水道事業に関する事故情報と対策を共有化する手法を検討すること。

⑦水道事業の所管省として、水循環の重要性を広めるため8月1日の「水の日」を積

極的に周知すること。また、安心・安全な水道水をさらに使用してもらえよう「水道週間」や「水の日」を活用した水道の安全性の広報活動を検討すること。

以上